

前回検討時の「議会改革検討会議報告書（平成29年6月23日）」及び「議員定数等検討委員会報告書（平成30年3月16日）」を基に、現在の状況を踏まえて整理した。

1 定数等に係る基本的な考え方について

(1) 総定数の考え方

ア 令和2年国勢調査結果を踏まえた検討

前回は、県全体の人口動態を俯瞰した上での検討が必要であるという考え方により、平成27年国勢調査の結果、県人口が微増傾向にあることを踏まえて、検討を行った。

【論点1】 令和2年国勢調査結果（速報値）では、県全体の人口は前回の平成27年国勢調査結果から微増したが、どう対応すべきか。

イ 常任委員会中心主義

県議会の役割である行財政運営の監視や政策立案などを行うには、広範な分野において高度かつ専門性の高い機能を発揮することが求められるが、県議会では、そうした機能を十分に発揮するため、常任委員会が実質的な審議・調査の相当部分を担う、常任委員会中心主義を尊重してきた。

前回は、県議会が、常任委員会中心主義に基づき、常任委員会を中心とした運営により、適切にその役割を果たしてきたことを踏まえて、検討を行った。

【論点2】 引き続き「常任委員会中心主義」を尊重し、常任委員会数及び各委員会に配当されるべき委員数を基礎として総定数を算出すべきか。

(2) 選挙区の考え方

ア 地域代表的性格を支える選挙区のあり方

前回の検討では、県議会議員は、県民全体を代表する立場であると同時に、特定の選挙区から選出された地域代表としての性格を有しているという考えにより、3つの指定都市や多彩な風土や背景を持つ地域がある本県の特性を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を追求していくべきであるとした。

【論点3】 県議会議員の地域代表的性格と本県の特性を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していくべきか。

イ 周知期間

前回の検討では、選挙区の変更は、有権者や市町村に大きな影響を与えることを踏まえ、1年程度の周知期間を設ける必要があるとした。

【論点4】 選挙区の変更を行う場合にあっては、1年程度の周知期間を設ける必要があるか。

2 総定数について

前回の検討では、本県人口の動向が微増傾向であることや、県議会が常任委員会を中心とした運営により適切にその役割を果たしてきたことを踏まえ、総定数はそれまでどおり105人とする事とした。

【論点5】 総定数は、現行と同じ105人とすべきか。

3 選挙区、各選挙区の定数に係る検討方針について

(1) 選挙区

○ 前回の検討においては、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を追求するという考え方に基づき、地域代表的性格も有する現行選挙区の区域を維持することを前提に、法令の規定上、必要な見直しを行うこととした。

【論点6】 地域代表的性格も有する現行選挙区の区域を維持することを前提に、法令の規定上、必要な見直しを行う方針でよいか。

○ 前回の検討においては、当時の南足柄市選挙区の人口が「議員一人当たりの人口」の半数を下回り、公職選挙法第15条第2項の規定に従い、「強制合区」の対象となった。

合区先の候補は、小田原市選挙区、足柄上選挙区及び足柄下選挙区であったが、南足柄市の前身である南足柄町が足柄上郡に属していた歴史的経緯、住民の生活や経済活動の現在の実態、県出先機関の設置状況、広域連携の取組のほか、当時、小田原市と南足柄市の合併協議が不調に終わったことなどを総合的に考慮し、足柄上選挙区と合区することとした。

【論点7】 選挙区の人口が「議員一人当たりの人口」の半数を下回った場合（強制合区）の合区先については、歴史的経緯、住民の生活や経済活動の現在の実態、県出先機関の設置状況、広域連携の取組等を総合的に考慮して検討する方針でよいか。

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数

前回の検討においては、公職選挙法第15条第8項が規定する原則どおり、人口に比例して配分することとした。

【論点8】 公職選挙法の原則どおり、人口に比例して配分する方針でよいか。

（※ 公職選挙法第271条に基づく特例選挙区については、対象となる各選挙区について個別に取扱いを協議する。）